

## 令和2・3年度 志布志市入札等参加資格審査申請提出要領（物品等随時受付）

志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）に基づき、令和2・3年度志布志市入札等参加資格審査申請を受け付けます。

### 記

#### 1 受付期間

令和2年4月20日（月）から令和3年12月24日（金）まで

#### 2 有効期間

受付日から令和4年3月31日まで

#### 3 提出先

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 志布志市役所 財務課 契約係

【問合せ先】志布志市役所 財務課 契約係 電話 099-472-1111（内線 424・426）

※松山支所・志布志支所では受付できません。

#### 4 提出方法

郵送（配達を確認できる簡易書留、宅配便等）による提出をお願いします。

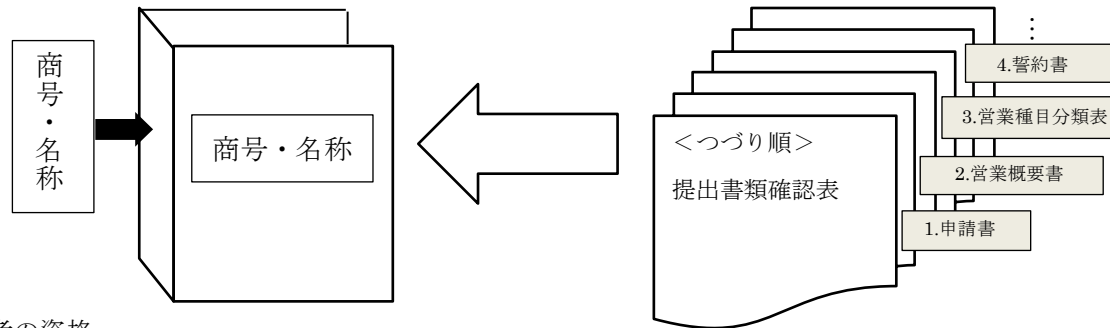
※受付表が必要な場合は、必要切手を貼付した返信用封筒又は郵便はがきを同封ください。

#### 5 提出部数

1部

## 6 申請書のつくり方

桃色系のファイル（A 4 版縦長）につづり、表紙及び背表紙に商号・名称を表記してください。



## 7 申請者の資格

入札参加資格は、次のいずれにも該当することを条件とします。

- (1) 参加申請の営業に関し法律上必要な資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 志布志市が行う契約からの暴力団排除措置に関する規程（令和元年志布志市訓令第4号）第3条に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない事業主であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

## 8 業者区分

- (1) 志布志市と行う物品又は役務の調達が1件当たり全て5万円以上の業者
  - (2) 志布志市と行う物品又は役務の調達が1件当たり全て5万円未満の業者
- ※ 5万円以上を提出した場合は、5万円未満を提出する必要はありません。

9 提出書類及び記入要領等（契約額が1件当たり全て5万円以上の業者用）

順序	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
1	入札等参加資格審査申請書	様式1	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>市指定様式を使用してください。（志布志市長 宛て）</li> <li>実印（印鑑証明書の印）を押印してください。</li> <li>担当者名、担当者電話番号等を記入してください。（申請等の問合せに使用）</li> </ul>	全業者
2	営業概要書	様式2	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>記入例を参考に記入してください。</li> </ul>	全業者
3	営業種目分類表	様式3	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録を希望する業務内容に○を付けてください。</li> </ul>	全業者
4	暴力団排除に関する誓約書・自己及び自社の役員等の名簿	様式4	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> <li>(2) 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他（1）に掲げる者と同等の責任を有する者</li> <li>(3) 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> </ul> </li> </ul>	全業者

順序	提出書類		様式	複写	摘要	提出対象
5	国税	法人	—	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署で交付を受けてください。</li> <li>※申請日前3か月以内のもの</li> </ul>	全業者
		個人				
6	都道府県税		—	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県地域振興局及び各支庁県税課で交付を受けてください。</li> <li>※申請日前3か月以内のもの</li> <li>※委任先住所で納税がある場合は、委任先分のみ提出。</li> </ul>	全業者
7	市町村税		—	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所税務課で交付を受けてください。</li> <li>※申請日前3か月以内のもの</li> <li>※委任先住所で納税がある場合は、委任先分のみ提出。</li> </ul>	全業者
8	法人	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	—	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局で交付を受けてください。</li> <li>※申請日前3か月以内のもの</li> </ul>	全業者
	個人	身分証明書				
9	法人	印鑑証明書	—	原本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に押印した代表者印の証明を提出してください。</li> <li>※申請日前3か月以内のもの</li> </ul>	全業者
	個人	印鑑登録証明書				

順序	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
10	労災保険料納入証明書	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料納入証明願、保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等のその他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。</li> <li>(領収書等の写しは直近分、証明書の写しは申請日前3か月以内のもの)</li> <li>・本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料及び雇用保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出してください。</li> </ul>	全業者
11	雇用保険加入に関する証明書		○		
12	健康保険加入に関する証明書	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書又は納入確認書、年金振込通知書等その他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。</li> <li>(領収書等の写しは直近分、証明書の写しは申請日前3か月以内のもの)</li> <li>・年金を受給している場合は、申立書を提出してください。</li> <li>・個人事業者で国民健康保険に加入している場合は、市町村税の滞納のない証明にて確認できるため、健康保険加入に関する証明書の提出の必要はありません。</li> </ul>	全業者
13	厚生年金加入に関する証明書		○		
14	使用印鑑届	様式 5	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約、請求等に使用する印鑑の届出です。9の印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印鑑と同じ場合は、提出不要です。(委任先がある場合は、委任状の印と同一)</li> </ul>	該当 業者
15	委任状	参考 様式	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との取引に係る権限が委任されている支店及び営業所等(契約相手方)を有する場合は、提出が必要です。</li> <li>・受任者の印は、使用印鑑届の印と同一</li> </ul>	該当 業者
16	有資格者名簿及びそれを証明する書類	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請する業務に関し資格を必要とする場合は、その資格を証する書類(免許状等)の写しを添付してください。</li> </ul>	該当 業者

順序	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
17	営業許可の証明書	—	○	・申請する業務の営業に関し、許可、認可等を必要とする場合は、営業許認可の証明書の写しを添付してください。	該当業者
18	代理店・特約店証明書	—	○	・代理店・特約店として他社と契約を交わしている場合、相手方発行の証明書を添付してください。	該当業者
19	貸貸対照表及び損益計算書	—	○	・申請書を提出する日の直前1事業年度の決算における分を提出してください。 ・個人事業者は、申告書の写しを提出してください。	該当業者

10 提出書類及び記入要領等（契約額が1件当たり全て5万円未満の業者用）

順序	提出書類		様式	複写	摘要	提出対象
1	入札等参加資格審査申請書		様式1	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定様式を使用してください。（志布志市長 宛て）</li> <li>・実印（印鑑証明書の印）を押印してください。</li> <li>・担当者名、担当者電話番号等を記入してください。</li> </ul> （申請等の問合せに使用）	全業者
2	暴力団排除に関する誓約書・自己及び自社の役員等の名簿		様式4	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）</li> <li>（1） 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> <li>（2） 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他（1）に掲げる者と同等の責任を有する者</li> <li>（3） 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> </ul>	全業者
3	市町村税	滞納のない証明書又は納税証明書	—	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の税務課で交付を受けてください。</li> </ul> （申請日前3か月以内のもの）	全業者

順序	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
4	労災保険料納入証明書	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険料納入証明願、保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等のその他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。</li> <li>(領収書等の写しは直近分、証明書の写しは申請日前3か月以内のもの)</li> <li>・ 本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料及び雇用保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出してください。</li> </ul>	全業者
5	雇用保険加入に関する証明書		○		
6	健康保険加入に関する証明書	参考 様式	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書又は納入確認書、年金振込通知書等その他これらに準ずる書類のいずれか1部を提出してください。</li> <li>(領収書等の写しは直近分、証明書の写しは申請日前3か月以内のもの)</li> <li>・ 年金を受給している場合は、申立書を提出してください。</li> <li>・ 国民健康保険に加入している場合は、市町村税の滞納のない証明にて確認できるため、健康保険加入に関する証明書の提出の必要はありません。</li> </ul>	全業者
7	厚生年金加入に関する証明書		○		
8	委任状	参考 様式	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市との取引に係る権限が委任されている支店及び営業所等（契約相手方）を有する場合は、提出が必要です。</li> <li>・ 受任者の印は、使用印鑑届の印と同一</li> </ul>	該当 業者
9	営業許可の証明書	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請する業務の営業に関し、許可、認可等を必要とする場合は、営業許認可の証明書の写しを添付してください。</li> </ul>	該当 業者